

入札説明書

令和7年度農業技術センターイチゴ試験研究スマート農業化拠点整備工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和7年5月7日(水)

2 入札説明書に関する質問受付期間等

①受付期間 令和7年5月8日(木)から令和7年5月12日(月)まで。ただし、土日祝日は除く。
午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで。

②受付場所 〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1
群馬県農政部野菜花き課技術調整係 担当 星野、鶴生川
電話 027-226-3027
電子メール yasaikakika@pref.gunma.lg.jp

③受付方法 質問は電子メールに請求者氏名(法人の場合は法人名及び担当者名)、
住所及び電話番号を記載し、上記のメールアドレスあて送信すること。
※電子メール送信後、提出した旨を必ず電話で連絡すること。
※原則として5月15日(木)までに電子メールにより回答する。

・設計図書や工事内容、仕様に関する問い合わせ先

群馬県農業技術センター園芸部育種係 担当 櫛川
電話 0270-61-0066
電子メール nogisen@pref.gunma.lg.jp
上記受付期間内に質問事項を電子メールで提出。
※電子メール送信後、送信した旨を必ず電話で連絡すること。

3 入札に付する事項

- (1)業務名称 令和7年度農業技術センターイチゴ試験研究スマート農業化拠点整備工事
- (2)契約内容 詳細は、設計仕様書等による。
- (3)契約期間 契約日(令和7年5月30日予定)から令和8年2月27日まで
- (4)施工場所 群馬県農業技術センター(伊勢崎市西小保方町 493)

4 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1)地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2)群馬県財務規則第170条第2項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
- (3)群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱第2条第2項に規定する指名停止を受けていない者であること。なお、2及び3において、営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限及び指名停止措置等を受けていたときは、それらの措置を引き継ぐ。

- (4) 群馬県建設工事請負業者選定要領第 10 条第 1 項に規定する建設工事入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (5) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している者であること。
(当該保険に加入の義務がない者を除く。)
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた建設業者又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた建設業者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登録された者であること。
- (7) この工事に係る設計業務等の受託者でないこと又は当該受託者と資本関係又は人的関係がない者であること。
- (8) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 群馬県の令和 6・7 年度建設工事入札参加資格者名簿における建築一式工事の総合数値が 950 点以上であること。
- (10) 建設業法に基づく建築一式工事について特定建設業の許可を受けている者であること。
- (11) この公告の工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事期間中に専任で配置でき、かつ、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (1) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - (2) 入札参加資格の確認申請以前において、3 か月以上の雇用関係にあること。
- (12) 上記の適合し、かつ下記(1)又は(2)の条件を満たすこと。
 - (1) 農業用施設・設備を専門とし、群馬県内での施工実績があり、かつ県内に本店、支店又は営業所を有する業者。
 - (2) 前橋土木事務所又は伊勢崎土木事務所管内に建設業法に基づき設置された本店があること。

5 入札参加資格の確認

- (1) この公告の入札の参加希望者は、4 に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加申請書及び消費税等に関する課税(免税)事業者届出書(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、申請期限日までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加することができない。

 - ① 提出期間 令和 7 年 5 月 7 日(水)から令和 7 年 5 月 16 日(金)までの土日祝日を除く毎日。
午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から 5 時まで。
ただし、令和 7 年 5 月 16 日(金)は正午までとする。
 - ② 提出場所 〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1
群馬県農政部野菜花き課技術調整係 担当 星野、鶴生川
電話 027-226-3027
電子メール yasaikakika@pref.gunma.lg.jp
 - ③ 提出方法 上記メールアドレスへの電子メールによる提出、もしくは持参。
※電子メール送信後、提出した旨を必ず電話で連絡すること。
- (2) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、入札後に改めて審査を行うものとする。

- (3) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、書面によりその旨通知する。
- (4) 提出期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認められた理由について、次に従い、説明を求められることができる。

- ①提出期間 令和7年6月2日(月)から令和7年6月4日(水)までの毎日
午前9時から正午及び午後1時から5時まで
- ②提出場所 〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1
群馬県農政部野菜花き課技術調整係 担当 星野、鶴生川
電話 027-226-3027
電子メール yasaikakika@pref.gunma.lg.jp
- ③提出方法 上記メールアドレスへの電子メールによる提出
※電子メール送信後、提出した旨を必ず電話で連絡すること。

- (2) 説明を求められたときは、令和7年6月9日(月)までに説明を求めた者に対し、電子メールにより回答する。

7 現場説明会

行わない。ただし、諸事情により工事予定地の現場確認が事前に必要な場合、以下の期間内に担当者として個別に調整を行い、現場確認を行うことができるものとする。なお、現地確認の有無は入札結果には影響しない。

・現場確認に関する問い合わせ先

期間 令和7年5月8日(木)から令和7年5月16日(金)までの土日祝日を除く毎日。
午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで。

群馬県農業技術センター園芸部育種係 担当 櫛川

電話 0270-61-0066

電子メール nogisen@pref.gunma.lg.jp

期間内に電子メールで希望日時を提出。

※電子メール送信後、送信した旨を必ず電話で連絡すること。

8 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札執行の日時 令和7年5月29日(木)午前11時 即時開札
- (2) 入札執行の場所 群馬県伊勢崎市西小保方町493
群馬県農業技術センター本館2階中会議室
- (3) 入札時に持参するもの

- ・入札書
- ・工事費内訳書
- ・直近1年間の群馬県内での農業ハウス施工実績(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

※施工実績報告の様式は問わない。実績数が10件を超える場合、規模の大きい工事等を抜粋して記載する。

9 入札方法等

- (1) 入札の方法 入札者又はその代理人の直接持参による入札。ただし、代理人に入札をさせる場合には、入札に関する権限を代理人に委任したことを証明する書類(委任状)を入札時に提出し、入札書に代理人について記名押印を行うこと。
- (2) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、群馬県財務規則の規定を守ること。
- (3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等の規定に抵触する行為をしないこと。
- (4) 入札書記載金額について
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。各項目の単位については、小数点第1位まで記載すること。
- (5) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。
- (6) 第1回の入札において落札者がいないときは、第2回目の入札を行うことがある。2回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

10 入札保証金 免除

11 契約保証金 徴収

12 開札

開札は、入札参加者は出席して行うものとする。

13 入札の無効

- (1) 次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ① 入札に参加する資格を有しない者の入札
 - ② 申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札
 - ③ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき。
 - ④ 入札に際し、不正の行為があったとき。
 - ⑤ 入札書の金額、氏名、印影、又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき。
 - ⑥ 代理人による入札の場合に、委任状の提出をしないとき。
 - ⑦ その他、入札に関する条件に違反したとき。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

14 落札者の決定方法

- (1)群馬県財務規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。
- (2)落札候補者が二者以上いるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3)この入札は、低入札価格調査制度を適用する。
- (4)落札候補者が調査基準価格を下回る入札をしたときは、低入札価格調査(以下「低入調査」という。)を実施したうえで落札者を決定する。
- (5)低入調査の対象となった者は低入調査の実施に協力すること。
- (6)低入調査を受けることを拒否した者には、指名停止を行うことがある。
- (7)低入調査の対象となった者が、この工事を施工する能力がないと認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適正であると認められるときは落札者とならない。
- (8)低入調査の対象となった者を落札者とならないときは、有効な入札を行った最低価格が次順位以降の者について低入調査の実施又は予定価格の制限の範囲内の入札であることを確認したうえで落札者を決定する。
- (9)この入札は失格基準価格を設ける。失格基準価格を下回る入札をした者は失格とする。

15 契約書の作成

別添、契約書案により、契約書を作成するものとする。

16 その他

- (1)入札参加者又はその代理人は、仕様書及び財務規則を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記2に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。